

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する修正案要綱

一 施行期日の修正

建築基準法の改正規定の一部及び建築士法の改正規定の一部の施行期日を、「平成三十年十二月一日」から「令和元年十二月一日」に改めること。  
(附則第一条第三号関係)

二 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。